



行財政改革特別委員会

## 委員会は今後 どう進んで行くのか

(今後の予定)

- 7月 建設課、都市計画課、下水道課の審査
- 8月 水道事業所、生活環境課、商工観光課、農業委員会の審査
- 10月 財政課、健康推進課、総務課の審査
- 11月 行財政改革の総まとめ

以上のことを残してようやくやく委員会も期限の半分以上を経過した。

その作業の中から町民に対し無理を強いている

こと、平等でないこと、特に無駄なこと等々、浮き彫りになって来た。

ただ、町民の方々が理解できないような事務事業は、大方が国県の個別法等の縛りのあるもので、今後、この対処は国の構造改革との絡みもあるが、職員に熱意に期待したい。委員会も縦思考を横思考に、また、多極分散を一極集中の発想に、利用者思考の経営感覚も含めて検討していくし、ひるまず提言をしていく所存だ。

## 議員提案により 6月定例会で決まった事案

柴田町議会の行財政改革特別委員会は精力的に協議を重ねてきた中で、まず自らの改革を論議し実行することが「行財政改革の第一歩」と位置づけ判断し、今回最終報告を待たずに前倒しをして実践するため、中間報告を行った。

これに伴い、2件の関係条例も可決した。

## 議会にかかるとかかる行財政改革 (中間報告)

- 1 町長の諮問機関である審議会等委員の議員就任は、今後可能なものから逐次就任しないものとする。
  - 2 出席費用弁償は廃止とする。隣接市町への出張は職員同様、日当を廃止する。
  - 3 議会運営委員会及び常任委員会の行政視察の研修旅費は、10万円を上回る。
  - 4 議長交際費に関するガイドラインを作成する。
  - 5 議会傍聴者用に一般質問通告書の写しを備える。
  - 6 政務調査費は月額4千円とする。
- 平成14年度ベースで試算・推定すると、平成15年度の経費節減額は約270万程度となる。

## 平成15年第2回定例会に 議員提案した関係条例

- 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 柴田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例